

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の公開について

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例により原則公開するものとされており、例外規定には該当しないことから、この原則を遵守することとする。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第 3 2 条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 傍聴希望への対応

(1) 会議開催の告知

会議の開催に当たっては、広報紙及び市ホームページで会議日程及び傍聴について掲載する。

(2) 傍聴人数の制限

傍聴人数は 5 人以内を定員とする。ただし、会議室の広さを考慮し、各々の会議毎に人数を決定する。また、前日までの申込みを原則とする。

(3) 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（裏面）を確認した上で、指定された場所で傍聴する。

(4) 会議資料の配付

当日の会議資料は、傍聴者にも配付し会議終了後に回収するものとする。

(5) 会議当日の傍聴者の入室について

傍聴希望者は名簿に記入し、事務局の指示があるまで入室できない。会議の開催に当たり、事務局が会長に傍聴の希望があることを伝え、会長は協議会の判断を仰ぐ。協議会の許可が出たら事務局が入室を案内する。

3 会議録の公開

会議に際しては、要点記録による会議録を作成し、各委員が内容を確認した後に、ふるさと府中歴史館 2 階の市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館及び市ホームページで一般の閲覧に供する。

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 会場で住所、氏名を記入して、通路でお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された場所にご着席ください。
- 2 次の事項に該当する方は、傍聴をお断りします。
 - (1) 危険物を所持している方。
 - (2) 酒気を帯びている方。
 - (3) その他会長が職務遂行上支障があると認める方。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言、飲食をしない。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
 - (3) 撮影、録音をしない。
- 4 これらのことに違反し、そのため、協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。
- 5 会議資料は持ち帰らないでください。退室時に回収します。